

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J－A d v i s e r の名称】

【担当 J－A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J－A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J－A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2021年10月29日

株式会社ジェイベース

代表取締役社長 高橋 淳也

宮城県仙台市青葉区花京院一丁目2番15号

022-308-8120

取締役管理部長 小國 忍

宝印刷株式会社

代表取締役社長 堆 誠一郎

東京都豊島区高田三丁目28番8号

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

03-3971-3392

TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

株式会社ジェイベース

<https://www.j-base.net/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第 1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第 2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第 2 期	第 3 期	第 4 期
決算年月	2019年 7 月	2020年 7 月	2021年 7 月
売上高 (千円)	80,677	693,031	965,145
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△21,594	13,943	6,948
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△21,786	13,504	5,491
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	90,000	90,000	90,000
発行済株式総数 (株)	9,000	9,000	90,000
純資産額 (千円)	26,768	40,272	45,764
総資産額 (千円)	208,201	451,717	489,969
1 株当たり純資産額 (円)	297.4	447.4	508.4
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—
1 株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円)	△290.1	150.0	61.0
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	12.9	8.9	9.3
自己資本利益率 (%)	—	40.3	12.8
株価収益率 (倍)	—	—	21.0
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	7,707	129,745	44,118
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,110	△23,286	△49,578
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	39,436	91,760	59,976
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	101,673	299,893	354,409
従業員数 (名)	12	21	30
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
3. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、第 2 期は 1 株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため、第 3 期及び第 4 期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第 2 期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため、記載しておりません。
6. 第2期及び第3期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
7. 第3期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第4期の財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、監査法人ハイビスカスにより監査を受けておりますが、第2期の財務諸表については、当該監査を受けておりません。
8. 当社には子会社がないため、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る経営指標等の推移については、記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であります。
10. 2020年10月23日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。
11. 2019年6月25日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から7月31日に変更しました。従って、第2期は2019年4月1日から7月31日の4か月間となっております。

2【沿革】

当社は、2018年4月に高橋淳也氏（現代表取締役）によって岩手県盛岡市に設立されました。高橋氏は、2004年10月に(有)岩手eco計画（現(株)ジェイウッド）を設立、事業を拡大させ、のちに東証一部上場企業に株式譲渡したうえで同社に留まり、上場企業の子会社社長も兼ねながら、さらに大きく事業を成長させた経験値があります。

当社設立にあたっては、自身の住宅業界に関する経験を活かし、個性的なデザイン住宅を提供したいという思いを理念としております。

当社に係る沿革は下表のとおりです。

年 月	概 要
2018年4月	株式会社ジェイベース創業 岩手県盛岡市中ノ橋町
2018年11月	岩手県盛岡市向中野へ本社移転、モデルハウスオープン 営業開始
2019年2月	青森県八戸市小中野に八戸支店開設
2019年5月	「J-BASEブルックリンスタイルの家」を商標登録（第6146488号）
2019年10月	宮城県仙台市青葉区中央へ本社移転
2020年3月	「J-BASE カリフォルニアスタイルの家」を商標登録（第 6236298 号）
2020年9月	宮城県仙台市「未来創造企業創出プログラム」認定を受ける
2020年11月	東北経済産業局「J-Startup TOUHOKU」に選定される
2021年2月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2021年4月	宮城県仙台市青葉区花京院へ本社移転

3【事業の内容】

当社は、「100年後の日本の家を格好良く」を経営理念として掲げ、宮城県、岩手県、青森県において、木造在来工法による注文住宅事業を展開しており、ノウハウやアイデアをもとに新築住宅を提供しております。

なお、当社の事業セグメントは注文住宅事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) 注文住宅事業の特徴

注文住宅事業は物件ごとに異なる建設地の条件や法令の制約を受け、更に顧客のライフスタイルや要望、予算等をコーディネートする提案型の受注生産事業であります。

また、多くの専門工事業者による納材や施工をマネジメントする専門スキルも必要であり、業務フローも複雑なことから、参入企業の規模、業態も様々混在しており最大手でも市場占有率が低い事業構造となっております。

(2) 当社の特徴

①顧客層について

当社の主要顧客層は、20代～30代の若年層で初めて住宅購入を検討される顧客を中心とした、アウトドアやサーフィン、ガーデニングなどアクティブなライフスタイルや暮らしにこだわりをもつ方々であります。

②従業員構成について

顧客と接することの多いデザイナー、コーディネーターをはじめ、従業員の約半数が女性社員で構成されております。

③カウンセリングについて

建設地に応じた制約と多様な顧客ニーズに対し、専属デザイナーが趣味嗜好、将来どんなライフスタイルをしていきたいか等、丁寧にカウンセリングを実施し顧客ごとに間取り、外観、内装デザインをプランニングし、お客様のイメージを形にしていきます。

④定額制価格表示について

注文住宅は、完成品であるマンションや建売住宅と違い、既存の注文住宅会社の中には、「価格が表示されていない」、「坪単価表示」など初めて住宅購入を検討される顧客にとり容易に比較検討しにくい面もありました。当社の価格は、一定の設計ルールと仕様内であれば施工面積に応じ、例えば次のように建物本体価格を明記し、イメージしやすい資金計画と家づくりを楽しんでいただけるよう、配慮しております。なお、建設地により変動する付帯工事費、登記費など諸費用は別途顧客に提示しております。

＜施工面積に応じた建物本体価格の例＞

施工面積	建物本体価格（税込み）
82.64～95.87 m ² (25.00～29.00 坪)	1,485 万円
99.17～112.40 m ² (30.00～34.00 坪)	1,595 万円
115.70～128.93 m ² (35.00～39.00 坪)	1,837 万円
132.23～145.45 m ² (40.00～44.00 坪)	2,002 万円

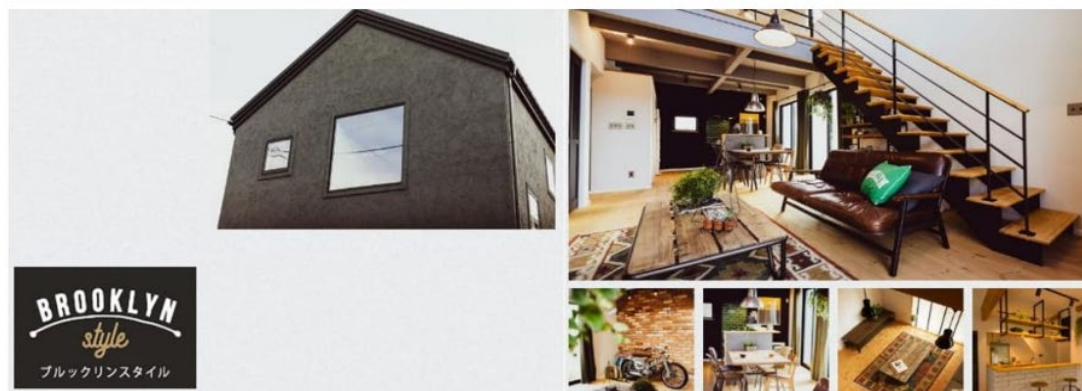
⑤デザインテイストと部材仕様について

価格を変えずに、顧客自身の好みでデザインテイストの選択が可能です。このデザインテイストには、コーディネートされた細かな部材仕様を含んでおります（下図参照）。さらには、顧客が希望すれば、外装と内装、部屋ごと等、自由にデザインテイストの組み合わせを変えることも可能にしております。

以下が当社のデザインテイストと部材仕様の一部であります。『J-BASE ブルックリンスタイルの家』、『J-BASE カリフォルニアスタイルの家』については、商標登録もしており、デザイン性を訴求して事業展開をしております。

「J-BASE ブルックリンスタイルの家」

(商標登録 第 6146488 号/2019 年 5 月 24 日登録)



色褪せたレンガタイルに、ヴィンテージに仕上げた無垢の床。そこにスチールを組み合わせ、インダストリアルな雰囲気や適度にミックスさせたラフ&クールなデザイン。NY ブルックリンのカフェのような空間が広がる住まいは、遊び心あふれる空間です。新しいのに、どこか懐かしく心地良い。自分らしく暮らすを楽しむための住まいです。

※自社ホームページより引用

「J-BASE ブルックリンスタイルの家」部材仕様



外装塗り壁

ブリック壁

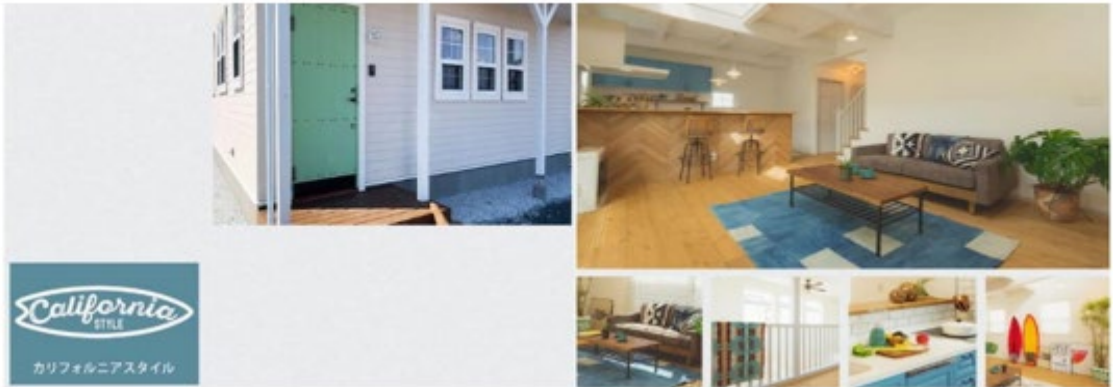
アイアンアイテム

メタルスイッチ

※自社ホームページより引用

「J-BASE カリフォルニアスタイルの家」

(商標登録 第 6236298 号/2020 年 3 月 16 日登録)

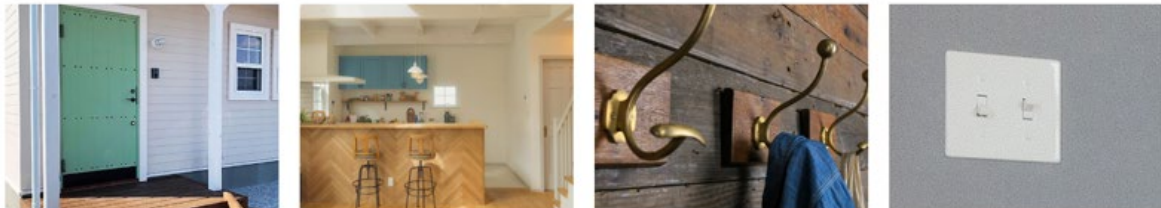


Life of California ～さわやかな風～

朝からサーフィンを楽しみ、午後はやわらかな光が届くリビングで静かに読書。解放感のある家には友人達が自然に集まり、デッキでは毎週末 BBQ パーティが行われる。みんなでリラックスし、笑いにぎやかに暮らせる。スローな暮らしを楽しむ、カリフォルニアスタイルの家。

※自社ホームページより引用

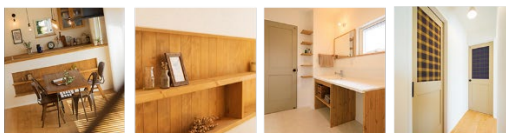
「J-BASE カリフォルニアスタイルの家」部材仕様)



外装ラップサイディング ヘリンボーン壁 ブラスアイテム ホワイトスイッチ

※自社ホームページより引用

「J-BASE ナチュラルスタイルの家」

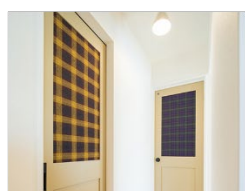


自然素材の心地よさを生かしながら、ご家族と一緒に成長する住まいをデザインしました。白い塗り壁に、たっぷり光が差し込む大きな窓、木目が優しい無垢材の床。素材にこだわりナチュラルに仕上げた空間は、使い込むほどに味わいが増し、キズさえも大切な思い出。時と共に少しずつ変化する表情を楽しみながら、愛着を持って暮らせる住まいです。

「J-BASE ナチュラルスタイルの家」部材仕様



外装塗り壁



ファブリックドア



壁面パイン材



ニッチ・飾り棚

※自社ホームページより引用

⑥販売手法について

高額な初期投資と固定費のかかる総合住宅展示場には出店せず、webを中心とした集客活動と顧客の物件を引渡し前に一定期間お借りする完成見学会を中心とした販売法をとっております。

⑦建築大工の正社員雇用について

当社は、品質向上および技術力向上の取り組みとして、建築大工職の正社員雇用をしております。技術講習の受講や資格取得を通じ建築大工技術の研鑽と継承に取り組んでおります。

⑧商品開発と部材調達について

当社は、マーケティング部とインテリアコーディネーター部を擁し、トレンド分析に基づいたデザイン性のある商品開発や、インテリア業界と連携した小物、雑貨類の選定、調達等を行っております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2021年7月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
30	31.6	1.5	4,344

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は注文住宅事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が9名増加しておりますが、これは主に業務拡大に伴う新規採用によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響下における経済活動の制限や個人消費の低迷が続くなか、政府による各種政策やワクチン接種が始まったものの、再び全国の広範囲にわたって緊急事態宣言が出されるなど、いまだ終息時期については不透明であり、予断を許さない状況が続いております。

住宅業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や緊急事態宣言による落ち込みが当初は目立ちましたが、緩やかな回復基調が見られております。国土交通省の公表によりますと、持ち家着工戸数については、2020年8月から2021年7月までの新設住宅戸数（全国の持家）では、274,010戸（前年同期比3.1%増）となりました。当社の主要販売エリアとなる東北地方については、22,694戸（前年同期比4.8%増）と、2020年4月に発令された最初の緊急事態宣言の解除後は新型コロナウイルス感染症による、移動自粛におけるリモートワークの浸透とステイホームのスローガンは持ち家志向の高まりとなり需要の回復が見られています。

また、新型コロナウイルス感染症によるライフスタイルの変化は、住宅の間取りや設備機器にも影響を及ぼしております。

例えば、テレワークが増えたことで、間取りにワークスペースの増設や、古民家の「土間」感覚な半外空間、家キャンプとしても楽しめる大きなウッドデッキやテラスの採用、大きなテーブルやソファなど家具の同時購入など、新型コロナウイルス感染症がはびこるなか、家で過ごす時間が増えたことによる要望が増えました。

手洗いやうがいの常態化など新たな生活習慣は、小型手洗い器の設置や、タッチレス水栓、全館空調など、マンションや建売住宅では満たされない多様化したお客様の家に対するニーズが創出され、当社が属する注文住宅業界に一定の追い風となっております。

対面での接客が制約された環境のもと、当社はwebを活用したモデルハウス案内や設計打合せなどを実施し、新型コロナウイルス感染予防対策と効率的な事業活動の両立に努めました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響や福島県沖地震による資材不足や、物流の乱れによる工期の遅延に懸念があったものの、協力業者との連携強化や資材の仕様変更など早期に対策を実施した結果、大きな遅れの発生もなくお引き渡しをすることができました。

また、間取りや設備機器など時流に添った顧客提案の強化に取り組んだことにより、1棟当たりの受注単価が2,422万円と前年比7.3%上昇いたしました。

以上の結果、売上高は965,145千円（前年同期比39.3%増）、営業利益は12,621千円（同14.5%減）、経常利益は、上場関連費用8,513千円を吸収して黒字を確保し6,948千円（同50.2%減）、当期純利益は5,491千円（同59.3%減）、となりました。

なお、当社は注文住宅事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、354,409千円と前事業年度末に比べ54,516千円増加いたしました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度において営業活動の結果増加した資金は、44,118千円（前年同期比66.0%減）となりました。この主な要因は、税引前当期純利益6,068千円、減価償却費8,915千円の計上、賞与引当金の増加6,131千円、未成工事支出金の減少78,743千円、工事未払金の増加17,706千円、未成工事受入金の減少72,984千円が生じたこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果減少した資金は、49,578千円(前年同期比112.9%増)となりました。この主な要因は、有形固定資産の売却による収入1,324千円が生じた一方で、有形固定資産の取得による支出49,854千円、敷金及び保証金の差入れによる支出1,311千円が生じたこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果増加した資金は、59,976千円(前年同期比34.6%減)となりました。この主な要因は、長期借入れによる収入80,000千円が生じた一方で、長期借入金の返済による支出15,176千円、割賦債務の返済による支出4,154千円が生じたこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当社は、注文住宅事業のみの単一セグメントであり、当事業年度の受注実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前期比（％）	受注残高（千円）	前期比（％）
注文住宅事業	1,041,722	135.7	777,699	150.4
合計	1,041,722	135.7	777,699	150.4

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当社は、注文住宅事業のみの単一セグメントであり、当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前期比（％）
注文住宅事業	965,145	139.3
合計	965,145	139.3

（注） 1．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2．主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、相手先別販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先はありません。

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営環境

わが国経済は、年明けから世界規模で流行しはじめた新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞により、景気減速が見込まれます。収束への目途は依然立っておらず、今後の見通しは極めて不透明な状況にあります。

(2) 住宅市況

新築住宅着工戸数は横ばい基調にあるものの弱含みで推移すると見込まれ、さらに人口減少による国内市場の縮小や、高齢化による職人不足の不安等の懸念があります。

(3) 経営戦略等

当社の中期事業計画においては、注文住宅事業に特化する基本戦略を掲げております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響による不確定要素が多い中、確実に目標を達成するため下記を重点項目とし、それぞれ推進してまいります。

① 販売エリアの拡大

当社は、岩手県全域、青森県八戸市及び宮城県全域において事業を行ってきました。大手住宅販売会社のようにモデルハウスに経営資源を固定化することなく、完成見学会を機動的に活用することで、今後も最小限の設備投資と在庫でキャッシュ・フローを増大させるビジネスモデルを確立していきながら、慎重なスタンスで青森県全域に販売エリア拡大をはかり、中期事業計画の達成を目指してまいります。

② 財務体質の強化

当社は、2018年4月に設立して以来、順調に業績を伸ばしてまいりましたが、起業に伴う立ち上げ費用及び広告費、人件費など先行投資により繰越利益剰余金がマイナスの状態であります。

今後におきましては、さらなる資本効率の向上を図るとともに、早期に財政基盤を整え健全性を兼ね備えた財務体質を目指してまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は、小規模な組織であるため、内部管理体制も規模に応じたものとなっておりますが、継続的な成長を実現できる企業体質を確立する必要があります。そのため、リスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の整備と適切な運用を推進し、経営の公正及び透明性を確保するため、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

④ 人材の確保

当社におきましては、事業運営のために人材の確保とその育成が重要な経営資源と考えております。即戦力となる経験のある中途採用を中心においた採用計画を行うとともに、中期的な人材投資活動として新卒採用も無理のない範囲で併用しつつ、教育、研修の強化を図り、自ら考え業務を遂行する能力を持つ自走型の人材育成に取り組んでまいります。

(4) 優先的に対処すべき事業上の課題

① 安全性のさらなる強化

建設業界では労働災害による死亡者数が、2020年は1月から12月の年間で258人（厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課発表「令和2年における労働災害発生状況について」（令和3年4月30日付）となっております。

当社におきましても、初歩的なミス、手順間違いやコミュニケーション不足等によって人身事故に繋がる可能性があります。当社は、今後も協力業者を招いての安全大会の実施、社内での定期的安全集会の開催や安全教育の充実、外部講習への参加、現場パトロール等々により、危険予知活動（KY活動）・予防活動・改善活動等にさらに取り組んでまいります。

②コンプライアンス体制の強化

当社の事業は、建築基準法をはじめ、建設業法、都市計画法、住宅の品質確保の促進等に関する法律、建築士法、宅地建物取引業法、個人情報保護法、労働安全衛生法、消費者契約法、景品表示法など様々な法律・法令に係っております。当社はこれらの法令を遵守し、法的責務を全うするため、社内規程・マニュアルの整備を適宜行うとともに、従業員の研修・勉強会等を通じて意識の向上に努めるなど、コンプライアンス体制の強化に取り組んでまいります。

③不正融資問題への取組み

当社が事業を行う、住宅・不動産業界では、一部の事業者において、書類の改竄などによる不正融資が問題となっております。当社ではこの問題に対処すべき課題として以下の取り組みを行っております。

- (1) 住宅ローンの「正式契約」取次を禁止し、顧客自ら金融機関に「正式契約」に出向いて頂き、当社の取次は一切行わない。
- (2) 有資格者による、契約前「住宅ローンに関する重要事項説明」の実施。
- (3) 組織と独立した「有資格者による住宅ローン審査室」を開設。
- (4) 顧客に対し、ファイナンシャルプランナーの利用や、顧客自身が金融機関を廻るなど住宅ローンに対する知識向上の推奨。

4【事業等のリスク】

発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、当社株式投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 重大な人身事故等の発生に伴う影響について

当社は、建設工事現場における人身事故を未然に防ぐため、危険予知活動（KY活動）・予防活動・改善活動等を通じて、社内パトロール、社内外教育や安全集会等々を実施し、事故発生の未然防止に努めております。しかしながら、不測の事態により重大な人身事故を発生させた場合、顧客からの信頼の低下、それによる受注機会の損失のほか、損害賠償義務の発生等により、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 訴訟等について

当社は、これまでに訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社の施工に関して、瑕疵等の発生、クレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 法的規制について

当社が取り扱う業務は、「建設業法」、「建築士法」、「宅地建物取引業法」及び関連する各種法令による規制を受けております。当社では、これらの法令等に基づき、許認可及び登録を受けております。2021年7月31日現在における当社の許認可取得状況は以下の通りです。

許認可の名称	一般建設業許可	二級建築士事務所登録	宅地建物取引業者免許
所管官庁	国土交通省	岩手県	宮城県
登録番号等	国土交通大臣 般-1号第27524号	岩手県知事録 第(2509)3856号	宮城知事登録(1) 第6610号
取得日	2019年8月26日	2020年9月7日	2019年11月27日
有効期限	2019年8月26日から 2024年8月25日まで	2020年9月7日から 2025年9月6日まで	2019年11月27日から 2024年11月26日まで
主な許認可取消事由	・ 欠格事由等に該当するとき ・ 不正の手段により許可を受けたとき ・ 建設工事を適切に施工しなかったために公衆に危害を及ぼした場合又は法令違反等があった場合等において情状が特に重いとき ・ 営業停止処分に違反したとき等	・ 免許取消の申請 ・ 死亡等の届出 ・ 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき ・ 建築士法もしくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令もしくは条例の規定に違反したとき ・ 業務に関して不誠実な行為をしたとき等	・ 欠格事由等に該当するとき ・ 不正の手段により免許を受けたとき ・ 業務に関し取引の関係者に損害を与え又は公正を害する行為をした場合において情状が特に重いとき ・ 業務停止処分に違反したとき等

現時点において、当該許認可等の取消となる事由に抵触する事象は発生しておりませんが将来、何らかの理由により、当該許認可等が取消され又はそれらの更新が認められない場合、もしくは、これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後制定された場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 品質の保証について

注文住宅事業においては、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により新築住宅の構造上の主要な部分及び雨水の浸水を防止する部分については10年の瑕疵担保責任を負うことを義務付けられています。当社は、同法に基づいて株式会社日本住宅保証検査機構の住宅瑕疵担保責任保険「JIOわが家の保険」に加入しております。当該保険の加入にあたっては、同機構が定める技術的基準に適合していることが要件であり、同社が指定する第三者機関による現場検査を受け、適合証明を受ける必要があります。このため当社は、設計、施工、監理の充実を図り、品質に万全を期すとともに、引渡後のアフターサービスに関しても誠実な対応を心がけております。しかし、当社住宅の品質に重大な瑕疵や不備が認められた場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 競合他社による影響について

注文住宅事業は、事業を行うための許認可の取得など新規参入に係る一定の障壁はあるものの、大手ハウスメーカーをはじめ個人事業者に至るまで大小さまざまな競合他社が多数存在しております。また、近年では家電量販店の参入等、競合は一段と激化する傾向にあります。当社では、徹底した原価管理に基づくコスト削減を行うとともに品質改善に努め、お客様のニーズに沿った商品開発を積極的に行い、必要に応じ商標登録等知的財産権として権利保護を講じております。

しかしながら、競合他社の動向によっては、今後の事業運営に影響が生じ、事業計画の達成や当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 顧客の購入意欲について

当社が事業展開している注文住宅業界においては、景気、金利、地価、税制及び政策等によって顧客の購入意欲が大きく影響を受けます。今後の景況感の悪化、所得の低下、金利の上昇、地価の上昇、政策の変更があった場合は、需要の前倒しや、その後の中長期的な需要の低迷などが予想されます。これにより、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 組織体制について

① 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である高橋淳也は、経営責任者として経営方針の決定、新規事業の創出や商品の開発・改良において中心的役割を果たしております。当社では同氏に過度に依存しない経営体制を構築するため、職務権限の委譲、合議制の推進等により同氏に依存しない業務運営の実施に努めておりますが、同氏が何らかの理由により当社の経営に携わることが困難になった場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

② 人材の確保及び育成について

当社が行う注文住宅事業には、広範囲の専門的知識や資格を有した人材が不可欠であります。したがって事業拡大を図るうえで、優秀な人材を適切な時期に確保するとともに、その人材の育成に努める必要があります。

また、当社は設立4期目（うち第2期は変則決算により4ヶ月決算）であるため、2021年7月31日現在において平均勤続年数が1年5か月と短いものの、OJTでのノウハウの共有化や外部講習を活用し積極的に育成面に力を入れることにより、当社の企業理念を理解しチャレンジし続ける優秀な人材の確保に取り組んでまいります。

しかしながら、人材の確保や育成が計画通りに進捗しない場合には、当社の業務の停滞等により業績等に影響を及ぼす可能性があります。

③ 小規模組織について

当社は、小規模な組織となっており、内部管理体制も規模に応じたものとなっております。当社は、今後の事業規模の拡大に応じて人員を増強し、内部管理体制の一層の充実を図っていく方針ですが、人員等の増強が予定どおり進まなかった場合や既存の人員が社外に流出した場合には、規模に応じた十分な内部管理体制が構築できない可能性があり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 特定地域に対する依存等について

当社は、岩手県全域、青森県八戸市及び宮城県全域での事業展開を行っておりますが、局地的に大規模な地震や風水害等の自然災害が発生し、社屋及び機材の損壊などによる営業や施工の一時停止や、道路網の寸断、交通制御装置の破損等により事業の運営が困難になった場合、あるいは同地域に特定した経済的ダメージが発生し経済環境が悪化した場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 業績の季節的変動について

当社が主として事業展開する宮城県、岩手県、青森県においては、寒冷地のため品質管理上、冬季間（主に12月～3月の期間）の着工（基礎工事）を避ける建設地域もあることから業績が冬季以外の期間に偏重する傾向があります。

(10) 有利子負債への依存について

当社は、資金調達につき金融機関からの借入金に多くを依存しており、2021年7月期期末における有利子負債は総資産の40.5%となっております。したがって、金融情勢の変化などにより計画どおり資金調達ができない場合には、事業展開等に影響を受ける可能性があります。また、金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には利益を圧迫し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) システム障害について

当社では、顧客情報、施工情報、見積りや請求、その他経理・財務業務等多くをコンピュータシステムで管理・運営しております。随時バックアップによりデータ保護をしておりますが、当該システムの障害、大規模広域災害、もしくはコンピュータウイルスによる影響等により、システム及びデータベース使用が中断もしくは使用不能となった場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報管理について

当社は、事業を展開する上で、顧客宅の図面や、登記に関する個人情報等、業務上必要となる情報を取り扱っております。これらの情報管理については、規程の整備及び社員等への周知徹底に努めてまいります。しかしながら、不測の事態によって情報が漏洩した場合には、当社の社会的信用が低下し、またその対応のため費用が発生し、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 協力業者について

当社は、協力業者と連携し施工を行っております。また、各資材は商社、卸業者から円建てにて調達を行っております。従いまして、協力業者の確保や育成および商社、卸業者との協力体制の構築が事業展開の重要な要素となっております。今後、協力業者の確保や育成及び体制が計画どおりに進まない場合や、著しい為替変動が生じ円建て価格が大きく変動した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 自然災害等について

当社が行う注文住宅事業は、火災・地震・台風等大規模な自然災害の影響を受けやすい事業といえます。災害の状況によっては、建物の点検や応急措置等の初動活動や被災した建築現場の修復に加え、支援活動等により多額の臨時費用の発生や建築現場の資材・部材等の確保が困難になる可能性があります。このため万一に備えて各種保険への加入や耐震性能の高い住宅仕様の研究・開発に努めておりますが、予測を超えた事態が生じた場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 大規模感染症、伝染病等について

世界的に拡大した、新型コロナウイルス感染症のような大規模感染症や、伝染病の流行等による不測の事態が発生した場合には、出張の制限、社員の時差出勤や在宅勤務、公共交通機関を利用した通勤の制限の他、全社員の就業時間中におけるマスク着用の徹底、テレビ会議システムの活用等を実施し、感染症の拡大および感染拡大に伴う影響を最小限に止める為の対応等に当たりますが、当社のステークホルダーの健康が同時多発的に脅かされる事態が生じた場合、事業所の閉鎖や営業活動および現場作業の停止等、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 担当 J-Adviser との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 102 条の定めにより、TOKYO PRO Market 上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当 J-Adviser と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J-Adviser 契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社との J-Adviser 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は J-Adviser 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する 1 か月以上の書面による通知を行うことにより、いつでも J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当 J-Adviser を確保できない場合は、当社普通株式の TOKYO PRO Market 上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser 契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 113 条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」とします）において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社（以下「乙」とします。）からの催告無しで J-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後 1 年間に於いて債務超過の状態になった場合を除く。）において、1 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2 年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態でなくなることとを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間にお

いて、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の（a）から（c）に定める書面

- （a） 法律の規定に基づく再生手続き又は更生手続きを行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- （b） 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続きに基づく事業再生（当該手続きが実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再生計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- （c） 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

（2）銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

（3）破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には、当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払い不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

（4）前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の（a）又は（b）に定める場合に従い、当該（a）又は（b）に定める事項に該当すること。

- （a） 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
- （b） 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再生計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該債権計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

- （a） TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の (a) に規定する見込みがある旨及びその理由又は同 (b) に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の (a) 又は (b) に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の 3 日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第 132 条の規定の適用を受け、速やかに TOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の連携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主（甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲が財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(12) 株式の譲渡制限

甲が TOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当ておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる株の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式合併その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

(16) 全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資社の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行情報公表日現在において、担当 J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は当事業年度末現在において当社が判断したものであります。
当社は注文住宅事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は386,392千円となり、前事業年度末に比べ12,088千円の減少となりました。その主な要因は、現金及び預金が54,516千円、前払費用が7,151千円増加した一方で、未成工事支出金が78,744千円減少したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は103,577千円となり、前事業年度末に比べ50,341千円の増加となりました。その主な要因は、車両運搬具が13,661千円、土地が8,000千円、建設仮勘定が24,957千円増加したこと等によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は251,313千円となり、前事業年度末に比べ36,862千円の減少となりました。その主な要因は、工事未払金が17,706千円、未払消費税等が5,158千円、賞与引当金が6,131千円、預り金が5,131千円増加した一方で、未成工事受入金が72,984千円減少したこと等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は192,891千円となり、前事業年度末に比べ69,622千円の増加となりました。その要因は、主に長期借入金が64,824千円、リース債務が2,633千円増加したことによるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は45,764千円となり、前事業年度末に比べ5,491千円の増加となりました。その要因は当期純利益の計上により利益剰余金が5,491千円増加したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において実施した設備投資等の総額は60,509千円であり、主にモデルハウス用地取得によるものであります。

なお、当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

2021年7月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	車両運 搬具	工具、器具 及び備品	土地 (面積㎡)	建設 仮勘定	合計	
本社 (宮城県仙 台市青葉 区)	本社機能	—	3,297	—	—	—	3,297	13
盛岡支店 (岩手県盛 岡市)	モデルハウス	16,466	8,746	1,868	12,512 (178.58)	—	39,592	13
八戸営業所 (青森県八 戸市)	事務所	—	2,552	—	—	—	2,552	4
仙台 (宮城県仙 台市宮城野 区)	モデルハウス	—	—	—	16,444 (122.68)	23,841	40,285	—
青森 (青森県青 森市)	モデルハウス 用地	—	—	—	8,000 (133.84)	116	8,116	—
仙台 (宮城県名 取市閑上)	モデルハウス 用地	—	—	—	—	1,000	1,000	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記のほか、本社事務所や盛岡駐車場、八戸事務所及び駐車場を賃借しており、年間賃借料は8,199千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1)重要な設備の新設等

2021年7月31日現在における重要な設備の新設等の計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着工年月	完成予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払額 (千円)				
仙台 (宮城県仙台市 宮城野区)	モデルハウス	25,329	22,929	自己資金、 借入金	2020年10月	2021年8月	(注) 1

(注) 1. 完成後の増加能力につきましては、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2021年7月31日)	公表日現在発行数(株) (2021年10月29日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	360,000	270,000	90,000	90,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	360,000	270,000	90,000	90,000	—	—

(注) 1. 2020年10月22日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株を10株に分割しております。これにより、発行済株式総数は81,000株増加し、90,000株となっております。

2. 2020年10月22日開催の株主総会決議により、定款変更が行われ、2020年10月23日付で発行可能株式総数は324,000株増加し360,000株となっております。

3. 2020年10月22日開催の株主総会決議により、定款変更が行われ、2020年10月23日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備 金残高 (千円)
2019年2月1日 (注) 1	4,000	5,000	40,000	50,000	—	—
2019年4月1日 (注) 2	2,000	7,000	20,000	70,000	—	—
2019年7月1日 (注) 3	2,000	9,000	20,000	90,000	—	—
2020年10月23日 (注) 4	81,000	90,000	—	90,000	—	—

(注) 1. 有償株主割当 4,000株

発行価格 10,000円

資本組入額 10,000円

(注) 2. 有償株主割当 2,000株

発行価格 10,000円

資本組入額 10,000円

(注) 3. 有償株主割当 2,000株

発行価格 10,000円

資本組入額 10,000円

(注) 4. 株式分割 (1:10) によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2021年7月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未 満株式 の状況 （株）
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融商 品取引 業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	1	—	—	5	6	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	700	—	—	900	900	—
所有株式数 の割合 （％）	—	—	—	0.8	—	—	99.2	100	—

(注) 2020年10月22日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株を10株に分割しております。また、2020年10月22日開催の株主総会決議により、定款変更が行われ、2020年10月23日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式 数の割合 (%)
高橋 淳也	岩手県盛岡市	87,300	97.0
双日建材株式会社	東京都千代田区大手町1-7-2	700	0.8
高橋 玲可	宮城県仙台市泉区	500	0.6
菅原 鶴紀	岩手県花巻市	500	0.6
石岡 友紀	岩手県盛岡市	500	0.6
大村 知代子	岩手県岩手郡雫石町	500	0.6
計	—	90,000	100.0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年7月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 90,000	900	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 90,000	—	—
総株主の議決権	—	900	—

(注) 2020年10月22日開催の取締役会決議により、2020年10月23日付で普通株式1株を10株に分割しており、上記所有株式数は株式分割後の所有株式数で記載しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回、剰余金の配当を行う事ができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保を優先し株主資本充実が急務であるため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開資金等に充当してまいります。

4【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期
最高(円)	—	—	1,280
最低(円)	—	—	1,280

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 当社株式は2021年2月25日にTOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については、該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高(円)	1,280	—	—	—	—	—
最低(円)	1,280	—	—	—	—	—

- (注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。
2. 2021年3月から7月までにおいては売買実績がありません。

5【役員の状況】

男性5名 女性4名（役員のうち女性の比率44.4%）

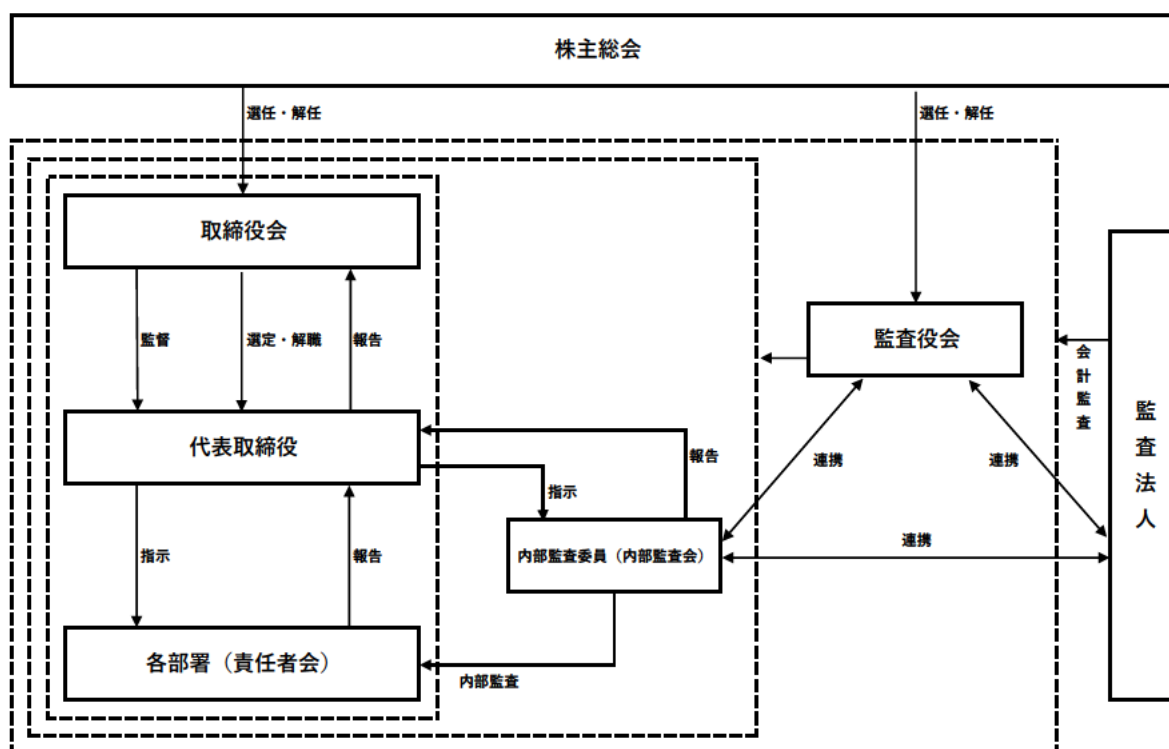
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有 株式数
代表 取締役	社長	高橋 淳也	1974年 11月3日	1997年4月 虔十産業㈱入社 2004年8月 同社退社 2004年10月 (有)岩手eco計画(現㈱ジェイウッド) 設立、代表取締役就任 2010年9月 ㈱ジェイウッドに社名変更 2013年7月 ㈱ナックに株式譲渡、㈱ジェイウッ ド代表取締役を継続 2017年9月 同社退社 2017年11月 ㈱ロゴスホーム入社 2018年1月 同社退社 2018年4月 当社設立代表取締役社長就任（現） 2019年2月 宅地建物取引士登録	(注)4	(注)2	87,300
取締役	工務 兼設 計部 長	菅原 鶴紀	1985年 4月28日	2006年4月 虔十産業㈱入社 2008年1月 二級建築士登録 2008年11月 同社退社 2009年1月 ㈱ハウジングサポート入社 2010年8月 同社退社 2010年9月 ㈱ジェイウッド入社 2016年3月 一級施工管理技士登録 2018年9月 同社退社 2018年10月 当社入社 2019年8月 当社取締役就任（現） 2019年8月 工務部長就任（現） 2020年7月 設計部長就任（現）	(注)4	(注)2	500
取締役	営業 部長	石岡 友紀	1974年 4月21日	1999年4月 ㈱巧ホーム入社 2000年4月 同社退社 2000年5月 ㈱リッシュ入社 2005年4月 同社退社 2005年7月 家香開業 2011年12月 同廃業 2012年4月 ㈱ジェイウッド入社 2018年9月 同社退社 2018年10月 当社入社 2019年8月 当社取締役就任（現） 2019年8月 営業部長就任（現）	(注)4	(注)2	500
取締役	I C 部長	大村 知代子	1984年 8月1日	2005年4月 (有)津田設計入社 2006年3月 同社退社 2006年4月 ㈱リビングテック入社 2009年5月 二級建築士登録 2009年12月 同社退社 2011年11月 ㈱ジェイウッド入社 2018年9月 同社退社 2018年10月 当社入社 2019年8月 当社取締役就任（現） 2019年8月 I C部長就任（現）	(注)4	(注)2	500
取締役	管理 部長	小國 忍	1982年 11月5日	2002年4月 ㈱みちのく通商入社 2002年7月 同社退社 2002年9月 佐藤税理士法人入所 2019年10月 同所退所 2019年11月 当社入社 2020年3月 当社取締役就任（現） 2020年3月 管理部長就任（現）	(注)4	(注)2	—

取締役	—	高橋 玲可	1976年 3月7日	1994年4月 ㈱武田菱設計入社 2003年12月 同社退社 2004年1月 ヲカワ企画設計入社 2007年5月 同社退社 2007年6月 (有)岩手 eco 計画入社 2010年10月 同社取締役 2012年1月 一級建築士登録 2018年9月 同社退社 2018年10月 当社入社 2019年8月 当社取締役就任 2019年8月 設計部長就任 2020年7月 取締役辞任 2020年7月 設計部長辞任 2020年7月 当社常勤監査役 2021年10月 当社取締役就任 (現)	(注)4	(注)2	500
監査役	—	針谷 孝司	1950年 7月24日	1989年7月 ミサワホーム株式会社入社 2002年6月 ミサワホーム茨城株式会社 取締役管理部長就任 2006年8月 ミサワホーム株式会社 監査部長 2010年1月 ミサワホーム四国株式会社 取締役管理部長就任 2012年1月 ミサワホーム多摩株式会社 執行役員管理担当部長就任 2012年6月 ミサワホームイング多摩株式会社 取締役管理部長就任 2016年4月 J E S C Oホールディングス 株式会社 監査室長 2020年12月 同社退社 2021年10月 当社監査役就任 (現)	(注)6	—	—
社外監 査役	—	塩谷 豪	1979年 7月11日	2003年4月 薬師寺綜合法律事務所入社 2006年11月 同所退社 2006年12月 行政書士登録 2006年12月 なかのや行政書士事務所開業 2013年4月 行政書士法人アクティブイノベーション 役員就任 2019年8月 同社退社 2019年9月 行政書士法人ファーストグループ 代表社員 (現) 2020年7月 当社社外監査役就任 (現)	(注)5	(注)2	—
社外監 査役	—	色川 大輔	1985年 5月16日	2010年4月 有限責任あずさ監査法人入社 2013年10月 公認会計士登録 2017年3月 中小企業診断士登録 2017年12月 同社退社 2018年1月 税理士法人S・Y (現タスキ税理士 法人) 入社 2018年11月 タスキ(株)取締役就任 (現) 2020年7月 当社社外監査役就任 (現)	(注)5	(注)2	—
計							89,300

- (注) 1. 監査役塩谷豪及び色川大輔は社外監査役であります。
2. 2021年7月期における役員報酬の総額は17,310千円を支給しております。
3. 役員報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の任期は、2020年7月期に係る定時株主総会終結の時から2022年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。なお、2021年10月26日開催の定時株主総会で新たに選任された取締役高橋玲可の任期は、当社定款の定めにより他の在任取締役の任期の満了する時までであります。
5. 監査役の任期は、2020年7月期に係る定時株主総会終結の時から2024年7月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 新たに選任された監査役の任期は、2025年の定時総会終結時までとなります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「公平・公正」の経営方針のもと、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置づけております。お客様、株主、取引先等、あらゆるステークホルダーに対し社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけ、企業価値の向上に努めるとともに、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めてまいります。このため、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー（情報開示）」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

1) 企業統治の体制

当社は会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役の他、取締役会、豊富な知識と経験に基づいた監査役会を設置するとともに、現状の当社組織規模におけるバランスから内部監査会を設置し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

2) 取締役会及び取締役

当社取締役会は、6名の取締役で構成されております。取締役会は法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程その他の当社規定等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会は毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等、重要な意思決定を行っております。

3) 監査役会

当社は監査役会を設置しており、常勤監査役1名、社外監査役2名で構成されております。監査役は監査役監査規程に基づき、取締役の業務執行を適正に監査しております。また、監査役は取締役会や社内重要会議に出席するとともに、部門長などから取締役の業務執行状況を聴取し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

4) 各部署（責任者会）

取締役会の意思決定に基づく課題及び戦略について情報連携、相互牽制ならびに意思統一を図る機関として、すべての取締役と各事業部の責任者で構成する責任者会を設置しております。代表取締役社長は原則毎月1回の開催に加え適宜招集開催しております。

5) 内部監査会

独立した内部監査会を設け、一般社員から選任された内部監査委員が他部署の内部監査を実施し、代表取締役社長に対して結果報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また内部監査会と監査役会、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

6) 会計監査

当社は、監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2021年7月期において監査を執行した公認会計士は堀俊介氏、堀口佳孝氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当該監査業務にかかる補助者はその他2名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及び補助者との間には特別の利害関係はありません。

7) 弁護士

社外の弁護士と適宜連絡できる体制をとっており、そのネットワークにおいて会社運営における法的な問題に関して必要に応じ助言と指導を受けております。

8) 内部統制システムの整備状況について

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っておりませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、会社法上の内部統制はもとより、金融商品取引法における内部統制の整備及び運営の充実を目指しております。現状においても、当社の企業規模に対応した、適切で有効な内部統制機能を確保しております。

9) 社外監査役

当社では、外部からの客観的かつ中立な視点による経営監視機能を重視し、社外監査役2名を選任しております。

当社には社外役員を選任するための独立性に関する基準を明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員として職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外監査役塩谷豪並びに色川大輔と当社との間には、人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

10) リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

11) 役員報酬の内容

a. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く)	9,360	9,360	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く)	5,550	5,550	—	—	1
社外役員	2,400	2,400	—	—	2

b. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

総額 (千円)	対象となる役員の員数 (名)	内容
24,620	4	使用人兼務役員の使用人給与相当額及び賞与

12) 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利害を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運営を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

13) 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

14) 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決者の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨、及び累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

15) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

16) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができるとした事項

a. 株式の取得

当社は、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。

b. 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年1月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

c. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

17) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、塩谷豪及び色川大輔との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

18) 株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	5,400	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模を勘案して監査報酬を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度（2020年8月1日から2021年7月31日まで）の財務諸表について、監査法人ハイビスカスにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】
(1) 【財務諸表】
① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 7 月 31 日)	当事業年度 (2021年 7 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	299,893	354,409
完成工事未収入金	11,702	13,521
未成工事支出金	84,699	5,955
原材料及び貯蔵品	51	107
前渡金	—	2,518
前払費用	1,231	8,382
その他	901	1,498
流動資産合計	398,480	386,392
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,365	18,365
減価償却累計額	△1,497	△2,367
建物(純額)	※ 16,867	※ 15,997
構築物	648	648
減価償却累計額	△113	△178
構築物(純額)	534	469
車両運搬具	4,994	21,731
減価償却累計額	△4,058	△7,134
車両運搬具(純額)	935	14,596
工具、器具及び備品	4,706	6,641
減価償却累計額	△1,696	△3,186
工具、器具及び備品(純額)	3,009	3,455
土地	※ 28,957	※ 36,957
建設仮勘定	—	24,957
有形固定資産合計	50,304	96,433
無形固定資産		
ソフトウェア	—	293
リース資産	—	3,150
無形固定資産合計	—	3,443

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
投資その他の資産		
出資金	60	60
敷金及び保証金	1,222	1,911
長期前払費用	1,596	1,586
その他	54	143
投資その他の資産合計	2,932	3,701
固定資産合計	53,236	103,577
資産合計	451,717	489,969

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 7 月31日)	当事業年度 (2021年 7 月31日)
負債の部		
流動負債		
工事未払金	70,974	88,680
1年内返済予定の長期借入金	※ 15,420	※ 15,420
リース債務	—	831
未払金	2,652	4,225
未払費用	18,111	17,607
未成工事受入金	168,889	95,905
未払消費税等	7,913	13,071
未払法人税等	576	576
賞与引当金	—	6,131
預り金	3,551	8,682
その他	86	180
流動負債合計	288,175	251,313
固定負債		
長期借入金	※ 118,237	※ 183,061
リース債務	—	2,633
その他	5,032	7,197
固定負債合計	123,269	192,891
負債合計	411,444	444,205
純資産の部		
株主資本		
資本金	90,000	90,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△49,727	△44,235
利益剰余金合計	△49,727	△44,235
株主資本合計	40,272	45,764
純資産合計	40,272	45,764
負債純資産合計	451,717	489,969

②【損益計算書】

	前事業年度 (自 2019年 8 月 1 日 至 2020年 7 月 31 日)	当事業年度 (自 2020年 8 月 1 日 至 2021年 7 月 31 日)
売上高		
完成工事高	683,231	965,145
不動産売上高	9,800	—
売上高合計	693,031	965,145
売上原価		
完成工事原価	509,358	741,305
不動産売上原価	13,014	—
売上原価合計	522,373	741,305
売上総利益	170,658	223,839
販売費及び一般管理費	※ 1 155,888	※ 1 211,217
営業利益	14,769	12,621
営業外収益		
受取利息	6	4
受取保険金	—	2,548
受取手数料	563	409
受取給付金	2,000	867
その他	467	818
営業外収益合計	3,037	4,647
営業外費用		
支払利息	1,095	1,208
支払手数料	300	470
契約解除損	2,208	—
上場関連費用	—	8,513
その他	258	128
営業外費用合計	3,863	10,320
経常利益	13,943	6,948
特別利益		
固定資産売却益	※ 2 137	※ 2 193
特別利益合計	137	193
特別損失		
固定資産売却損	—	※ 3 583
固定資産除却損	—	※ 4 490
特別損失合計	—	1,073
税引前当期純利益	14,081	6,068
法人税、住民税及び事業税	577	576
当期純利益	13,504	5,491

【売上原価明細書】

(1) 完成工事原価明細書

		前事業年度 (自 2019年 8 月 1 日 至 2020年 7 月 31 日)		当事業年度 (自 2020年 8 月 1 日 至 2021年 7 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		218,140	42.8	297,676	40.2
II 労務費		33,941	6.7	49,171	6.6
III 外注費		234,850	46.1	360,656	48.7
IV 経費		22,425	4.4	33,801	4.5
計		509,358	100.0	741,305	100.0

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算を採用しております。

(2) 不動産売上原価明細書

		前事業年度 (自 2019年 8 月 1 日 至 2020年 7 月 31 日)		当事業年度 (自 2020年 8 月 1 日 至 2021年 7 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 不動産取得費		13,014	100.0	—	—
計		13,014	100.0	—	—

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年8月1日 至 2020年7月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	90,000	△63,231	△63,231	26,768	26,768
当期変動額					
当期純利益		13,504	13,504	13,504	13,504
当期変動額合計	—	13,504	13,504	13,504	13,504
当期末残高	90,000	△49,727	△49,727	40,272	40,272

当事業年度(自 2020年8月1日 至 2021年7月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
当期首残高	90,000	△49,727	△49,727	40,272	40,272
当期変動額					
当期純利益		5,491	5,491	5,491	5,491
当期変動額合計	—	5,491	5,491	5,491	5,491
当期末残高	90,000	△44,235	△44,235	45,764	45,764

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

	前事業年度 (自 2019年 8 月 1 日 至 2020年 7 月31日)	当事業年度 (自 2020年 8 月 1 日 至 2021年 7 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	14,081	6,068
減価償却費	5,307	8,915
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	6,131
受取利息	△6	△4
受取給付金	△2,000	△867
受取保険金	—	△2,548
支払利息	1,095	1,208
契約解除損	2,208	—
固定資産売却損益 (△は益)	△137	390
固定資産除却損	—	490
完成工事未収入金の増減額 (△は増加)	△11,702	△1,819
販売用不動産の増減額 (△は増加)	13,014	—
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	△31,575	78,743
工事未払金の増減額 (△は減少)	52,176	17,706
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	60,759	△72,984
未払消費税等の増減額 (△は減少)	7,913	5,158
その他	17,879	△4,152
小計	129,013	42,437
利息の受取額	6	4
利息の支払額	△1,082	△1,161
法人税等の支払額	△192	△576
給付金の受取額	2,000	867
保険金の受取額	—	2,548
営業活動によるキャッシュ・フロー	129,745	44,118
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△19,516	△49,854
有形固定資産の売却による収入	—	1,324
無形固定資産の取得による支出	—	△359
長期前払費用の取得による支出	△3,170	—
敷金及び保証金の差入による支出	△600	△1,311
敷金及び保証金の返還による収入	—	622
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,286	△49,578

	前事業年度 (自 2019年 8 月 1 日 至 2020年 7 月31日)	当事業年度 (自 2020年 8 月 1 日 至 2021年 7 月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	80,000
長期借入金の返済による支出	△6,065	△15,176
割賦債務の返済による支出	△2,174	△4,154
リース債務の返済による支出	—	△693
財務活動によるキャッシュ・フロー	91,760	59,976
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	198,219	54,516
現金及び現金同等物の期首残高	101,673	299,893
現金及び現金同等物の期末残高	※ 299,893	※ 354,409

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 原材料及び貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物並びに建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 10年～22年

その他 2年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として残存価格を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りには原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

工事進行基準の適用における工事原価総額の見積り

1. 当事業年度の財務諸表に計上した金額

工事進行基準による完成工事高 65,964 千円
(完成・引渡し済みの工事を除く)

2. 会計上の見積りの内容に関する情報

成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）により完成工事高を計上しております。

工事進行基準の適用にあたっては、工事収益総額、工事原価総額及び期末日における工事進捗度を合理的に見積る必要がありますが、見積りには一定の不確実性を伴うため、見積りの見直しが必要となった場合には翌事業年度の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 30 号 2021 年 3 月 26 日)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014 年 5 月に「顧客との契約から生じる収益」(IASB においては IFRS 第 15 号、FASB においては Topic606) を公表しており、IFRS 第 15 号は 2018 年 1 月 1 日以後開始する事業年度から、Topic606 は 2017 年 12 月 15 日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS 第 15 号と整合性を図る便益の 1 つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS 第 15 号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022 年 7 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日) を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第 11 号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「未払費用の増減額」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より、「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度のキャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「未払費用の増減額」13,965 千円、「その他」3,913 千円は、「その他」17,879 千円として組み替えております。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染症の広がり、当社の事業活動に影響を及ぼしておりますが、今後の広がり方や収束時期等を予測することは極めて困難であります。

このため、繰延税金資産の回収可能性や固定資産の減損会計等の会計上の見積りについては、財務諸表作成時において入手可能な情報に基づき、翌事業年度にわたり影響が生じるとの一定の仮定を置いて見積りを行っております。

(貸借対照表関係)

※ 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
建物	16,867 千円	15,997 千円
土地	12,512 "	12,512 "
計	29,380 千円	28,510 千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
1年内返済予定の長期借入金	3,336 千円	3,336 千円
長期借入金	23,050 "	19,714 "
計	26,386 千円	23,050 千円

(損益計算書関係)

※ 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2019年8月1日 至2020年7月31日)	当事業年度 (自2020年8月1日 至2021年7月31日)
広告宣伝費	45,797 千円	47,707 千円
役員報酬	11,122 "	17,310 "
給料手当	38,323 "	52,485 "
賞与引当金繰入額	—	3,970 "
賞与	5,459 "	4,697 "
支払報酬	9,156 "	9,964 "
減価償却費	4,841 "	8,564 "
おおよその割合		
販売費	63.0%	62.3%
一般管理費	37.0%	37.7%

※ 2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2019年8月1日 至2020年7月31日)	当事業年度 (自2020年8月1日 至2021年7月31日)
車両運搬具	137 千円	193 千円
計	137 千円	193 千円

※ 3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2019年8月1日 至2020年7月31日)	当事業年度 (自2020年8月1日 至2021年7月31日)
車両運搬具	— 千円	583 千円
計	— 千円	583 千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自2019年8月1日 至2020年7月31日)	当事業年度 (自2020年8月1日 至2021年7月31日)
車両運搬具	－ 千円	490 千円
計	－ 千円	490 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019 年 8 月 1 日 至 2020 年 7 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,000	—	—	9,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	9,000	81,000	—	90,000

(変動事由の概要)

普通株式の発行済株式数の増加 81,000 株は、株式分割によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自2019年8月1日 至2020年7月31日)	当事業年度 (自2020年8月1日 至2021年7月31日)
現金及び預金勘定	299,893千円	354,409千円
現金及び現金同等物	299,893千円	354,409千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債務である工事未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で10年であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスクについては、月次ベースで資金繰り計画表を作成し、適時に更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

前事業年度（自2019年8月1日 至2020年7月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	299,893	299,893	—
(2) 完成工事未収入金	11,702	11,702	—
資産計	311,595	311,595	—
(1) 工事未払金	70,974	70,974	—
(2) 未払費用	18,111	18,111	—
(3) 未成工事受入金	168,889	168,889	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定のものを含む）	133,657	132,743	△913
負債計	391,633	390,719	△913

当事業年度（自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	354,409	354,409	—
(2) 完成工事未収入金	13,521	13,521	—
資産計	367,930	367,930	—
(1) 工事未払金	88,680	88,680	—
(2) 未払費用	17,607	17,607	—
(3) 未成工事受入金	95,905	95,905	—
(4) 長期借入金（1年内返済予定の ものを含む）	198,481	197,585	△895
負債計	400,674	399,779	△895

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 工事未払金、(2) 未払費用、(3) 未成工事受入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1 年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

	前事業年度 (自2019年8月1日 至2020年7月31日)	当事業年度 (自2020年8月1日 至2021年7月31日)
出資金	60	60

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（自 2019 年 8 月 1 日 至 2020 年 7 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	299,893	—	—	—
完成工事未収入金	11,702	—	—	—
合計	311,595	—	—	—

当事業年度（自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	354,409	—	—	—
完成工事未収入金	13,521	—	—	—
合計	367,930	—	—	—

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（自 2019 年 8 月 1 日 至 2020 年 7 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金（1 年内返済予定のものを含む）	15,420	15,420	15,420	15,420	15,420	56,557
合計	15,420	15,420	15,420	15,420	15,420	56,557

当事業年度（自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金（1 年内返済予定のものを含む）	15,420	15,664	16,852	19,716	19,716	111,113
合計	15,420	15,664	16,852	19,716	19,716	111,113

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、中小企業退職金共済制度に加入しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は前事業年度 615 千円、当事業年度 1,192 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
繰延税金資産		
未払費用	1,972 千円	301 千円
賞与引当金	—	2,058 千円
減価償却超過額	25 千円	— 千円
税務上の繰越欠損金 (注) 2	12,043 千円	9,626 千円
繰延税金資産小計	14,041 千円	11,986 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注) 2	△12,043 千円	△9,626 千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,997 千円	△2,360 千円
評価性引当額小計 (注) 1	△14,041 千円	△11,986 千円
繰延税金資産合計	— 千円	— 千円

(注) 1. 評価性引当額が2,053千円減少しております。この減少の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の減少によるものです。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度 (2020年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (※)	—	—	—	—	—	12,043	12,043
評価性引当額	—	—	—	—	—	△12,043	△12,043
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2021年7月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (※)	—	—	—	—	—	9,626	9,626
評価性引当額	—	—	—	—	—	△9,626	△9,626
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年7月31日)	当事業年度 (2021年7月31日)
法定実効税率	33.6%	33.6%
(調整)		
住民税均等割	4.1	9.5
役員賞与の損金不算入額	0.8	—
評価性引当額の増減額 (△は減少)	△34.4	△33.8
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.1	9.5

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、注文住宅事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019 年 8 月 1 日 至 2020 年 7 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品及びサービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客への売上のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

前事業年度（自 2019 年 8 月 1 日 至 2020 年 7 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	高橋淳也	—	—	当社代表 取締役社 長	(被所有) 直接97.0	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注)	53,907	—	—

(注) 当該債務保証については、上場申請日までに解消しております。

当事業年度（自 2020 年 8 月 1 日 至 2021 年 7 月 31 日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自2019年8月1日 至2020年7月31日)	当事業年度 (自2020年8月1日 至2021年7月31日)
1株当たり純資産額	447.47円	508.49円
1株当たり当期純利益	150.05円	61.02円

(注) 1. 当社は、2020年10月23日付けで普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算出しております。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自2019年8月1日 至2020年7月31日)	当事業年度 (自2020年8月1日 至2021年7月31日)
当期純利益(千円)	13,504	5,491
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	13,504	5,491
期中平均株式数(株)	90,000	90,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細書表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	18,365	-	-	18,365	2,367	870	15,997
構築物	648	-	-	648	178	64	469
車両運搬具	4,994	21,477	4,739	21,731	7,134	5,793	14,596
工具、器具及び備品	4,706	1,935	-	6,641	3,186	1,490	3,455
土地	28,957	8,000	-	36,957	-	-	36,957
建設仮勘定	-	24,957	-	24,957	-	-	24,957
有形固定資産計	57,670	56,370	4,739	109,301	12,868	8,219	96,433
無形固定資産							
ソフトウェア	-	359	-	359	65	65	293
リース資産	-	3,780	-	3,780	630	630	3,150
無形固定資産計	-	4,139	-	4,139	695	695	3,443
長期前払費用	1,685	273	149	1,809	223	133	1,586

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

車両運搬具	営業車両	21,477 千円
土地	青森県青森市	8,000 千円
建設仮勘定	仙台（宮城野区）モデルハウス	23,841 千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	15,420	15,420	1.5	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	118,237	183,061	1.3	2022年8月2日～ 2031年3月31日
合計	133,657	198,481	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	15,664	16,852	19,716	19,716

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	—	6,131	—	—	6,131

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ. 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	—
預金	
普通預金	144,409
定期預金	210,000
小計	354,409
合計	354,409

ロ. 完成工事未収入金

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
一般顧客（2名）	13,521
合計	13,521

滞留状況

計上期別	金額（千円）
2021年7月期計上額	13,521
2020年7月期以前計上額	—
合計	13,521

ハ. 未成工事支出金

当期首残高（千円）	当期支出額（千円）	完成工事原価への振替額（千円）	当期末残高（千円）
84,699	662,562	741,305	5,955

（注）当期末残高の内訳は次のとおりであります。

材料費	— 千円
労務費	2,353
外注費	25
経費	3,576
合計	5,955

ニ. 原材料及び貯蔵品

品目	金額（千円）
印紙	50
商品券	57
合計	107

② 流動負債

イ. 工事未払金

相手先	金額（千円）
東北住建株式会社	16,582
双日建材株式会社	13,813
株式会社ナガイ	4,708
北菱アルミ株式会社	3,801
三協テック株式会社	589
株式会社LIXILトータル販売	55
その他（59件）	49,130
合計	88,680

ロ. 未払費用

区分	金額（千円）
従業員給与・賞与	11,117
社会保険料	6,388
その他	101
合計	17,607

ハ. 未成工事受入金

相手先	金額（千円）
一般顧客（25名）	95,905
合計	95,905

（3）【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年8月1日から翌年7月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	7月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年7月31日、毎年1月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合には、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載 URL は次のとおりです。 https://www.j-base.net/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2021年10月29日

株式会社ジェイベース
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
札幌事務所

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

堀 俊 介

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士

堀 口 佳 孝

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイベースの2020年8月1日から2021年7月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイベースの2021年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上